

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則をここに公布する。
平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第四十号

公立大学法人県立広島大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。

)の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学(以下「法人」という。)の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第二条 法第二十二條第二項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務委託の基準
- 二 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 三 その他法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請)

第三条 法人は、法第二十六條第一項の規定により中期計画(同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。)の認可を受けようとするときは、申請書に中期計画を添付して、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに、知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第二十六條第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第四条 法第二十六條第二項第七号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十條第四項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

二 その他法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第五条 年度計画(法第二十七條第一項に規定する年度計画をいう。次項において同じ。)には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第二十七條第一項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を遅滞なく知事に提出しなければならない。

(各事業年度の業務の実績の報告)

第六条 法人は、法第二十八條第一項の規定により各事業年度における業務の実績について広島県公立大学法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価を受けようとする

ときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（中期目標に係る事業報告書の記載事項）

第七条 法第二十九条第一項の中期目標（法第二十五条第一項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）に係る事業報告書においては、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

（中期目標に係る業務の実績の報告）

第八条 法人は、法第三十条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に評価委員会に提出しなければならない。

（会計処理）

第九条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 法人は、前項の指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

（財務諸表）

第十条 法第三十四条第一項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成十六年総務省告示第二百二十一号）に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第十一条 法第三十四条第四項の規則で定める期間は、六年とする。

（剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続）

第十二条 法人は、法第四十条第三項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第四十条第一項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第十三条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。

）に係る法第四十条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出し、当該次の中期目標の期間の最

初の事業年度の六月三十日までに同項の承認を受けなければならない。

一 承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

第十四条 法人は、法第四十条第六項に規定する残余があるときは、同項の規定による納付金(次条において「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までにこれを知事に提出しなければならない。ただし、前条第一項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

(納付金の納付期限)

第十五条 納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第十六条 法人は、法第四十一条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 借入れを必要とする理由

二 借入金の額

三 借入先

四 借入金の利率

五 借入金の償還の方法及び期限

六 利息の支払の方法及び期限

七 その他知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第十七条 法人は、法第四十四条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあつては、その適正な見積価額)

二 処分等の条件

三 処分等の方法

四 法人の業務運営上支障がない旨及びその理由

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 法人の成立後最初の中期計画の認可の申請に係る第三条第一項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

3 法人の成立の際法第六条第三項の規定により法人に出資された財産のうち償却資産については、第九条第一項の規定による指定があつたものとみなす。